

奈良市協働のQ&A

vol.5

『協働』という言葉の意味がわかってきても、実践するととなると、何からすればいいのかわからない方も多いのではないのでしょうか。今回はまず協働をすすめるための「最初の一歩」を紹介します。

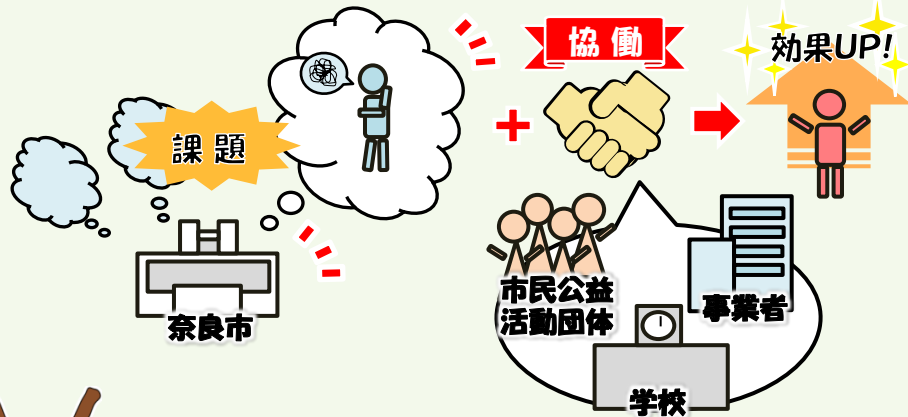
Q5

まず市職員は何をすればいいの？

A5

まずは、自分が担当している事業や業務の中に、市民や市民公益活動団体などと一緒にすることで大きな効果があったり、良い進め方ができそうな事業や業務があるかどうかを考えてみよう。例えば、今行っている事業の課題を洗い出して整理して、それらの課題について協働で取り組むことでより良くすることが出来るかどうかを考えてみるといいね！

そのためには他の自治体がどのような協働を行っているのか、また、一緒にできそうな団体を調べてみると参考になるよ。



協働によって取り組めそうな事業や解決できそうな課題があれば、市内や庁内にその事業や課題の内容を発信したり、それについて意見を求めたりしながら、協働の相手を探すなどの計画をたてていく過程に移ろう！

まずは自分の担当してる事業の課題からみてみるといいんだね！市民公益活動団体や庁内の他の課と一緒に取り組むことで、もっとよくなるものを探してみよう！

NPO法人って何だろう？

NPO法人は、正式には**特定非営利活動法人**といって、特定非営利活動促進法（NPO法）によって**法人格を取得した団体**なんだ。20種類の活動分野に**特定**された、営利を目的とせず、社会の問題や地域の課題を解決するための活動（**非営利活動**）をする組織のことなんだよ。

阪神淡路大震災をきっかけとしてNPO法が制定された後、どんどんNPO法人が設立されて、現在奈良市内にも160を超えるNPO法人があるよ！（平成25年7月現在）

NPOって収益を出しちゃいけないの？

豆知識

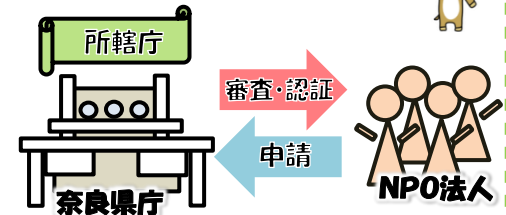
NPOは「非営利」だから、「事業を行って収益を出してはいけない（無償でなくてはいけない）」と思う人も多いんだ。

でも、「非営利」っていうのは「営利を目的としない」ことを意味していて、物やサービスを販売するなどの事業を行い収益をあげても、その収益を個人に分配せず、団体の活動に再投資する、つまりそれを資金として次の事業に活用することが認められているんだ！

ちなみに、スタッフに「給与」を支払うことも活動のための投資なのでOKだよ！

NPOの法人化について

任意団体であるNPOが法人格を取得するためには、**所轄庁**（奈良県内に事務所を有する団体の場合は奈良県庁）に申請して審査を受けて、認証される必要があるよ。例えば、ボランティア団体が認証されて法人格をとると、「NPO法人」になることができるんだ。



NPO法人化のメリットって？

法人格を取得すれば、事業報告や役員名簿などの情報公開が必要になるけど、「法人名による契約や不動産の所有、銀行口座の開設ができる」「社会的信用が増す」などのメリットがあるんだよ。事務所や口座を団体の名義で持てるので、代表者が変わっても名義の変更などの手続きが不要になるんだ。

法人化するかどうかは、団体の活動目的や実態に合せて選択する必要があるね！

NEXT! Q6 協働に適した事業ってどういうものなの？

…協働しやすい事業ってあるのかなあ？